

「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」改正案に対する 意見募集結果

- 意見募集期間 : 2019年10月2日(水)から2019年10月31日(木)まで
- 意見提出件数 : 15件 (法人・団体: 5件、個人: 10件)
- 意見提出者 :

	意見提出者
1	KDDI 株式会社
2	株式会社 NTT ドコモ
3	ソフトバンク株式会社
4	UQ コミュニケーションズ株式会社
5	楽天モバイル株式会社
6	個人 (10件)

「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」改正案に対する意見及びそれに対する考え方

意見	考え方	修正の有無
1 趣旨		
意見1 適宜ガイドラインの見直しを行うべき。	考え方1	
<p>本改正は、利用者の自由なサービス・端末選択の促進を図るためのものと認識しており、当社は改正されたガイドラインに則って適切に事業を運営していく考えです。</p> <p>一方で、SIMロックは端末詐取等不適切な行為の防止のために行っているものであり、今後端末詐取等不適切な行為が増加するといった状況が生じた場合には、適宜ガイドラインの見直しを検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>	<p>○ 「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます。）では、事業者に対して、原則として自らが販売した全ての端末についてSIMロック解除に応じるよう求める一方で、端末の割賦代金を支払わない行為や端末の詐取を目的とした役務契約等の不適切な行為（以下「割賦代金不払い行為等」といいます。）を防止するために必要最小限の措置として最低限必要な期間SIMロックを維持する場合や、SIMロック解除が請求された端末が盗品その他の不正に取得されたもの又は代金が支払われないものと確認された場合には、例外としてSIMロックの維持を認めています。</p> <p>○ 本ガイドラインの改正案（以下単に「改正案」といいます。）では、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号。以下「改正法」といいます。）の施行に伴い、通信回線の契約者以外の者に対しても端末を販売する形態が出てきている中で、端末を購入する者が他の事業者の通信役務を利用することも考えられることなどから、事業者に対し、割賦で端末を購入した者であっても、一定の信用確認措置に応じたものについては、即時にSIMロック解除に応じること等を求めるものです。</p> <p>○ 割賦代金不払い行為等への対応については、SIMロック以外の手法によることもあり得るものであり、それらの手法も含め、必要に応じ、検討していくこととなるものと考えます。</p>	無
意見2 ガイドラインの改正に当たって、事業者の負担等について適切な議論を行うべき。	考え方2	

<p>・SIMロック解除のルールについては、令和元年9月20日に開催されたモバイル市場の競争環境に関する研究会（第18回）において見直しの方向性が示され、MN03社へのヒアリングが行われたばかりであり、これから十分な議論を経てルール変更案の検討が進められるものと想定していました。ところが9月20日以降は特段の議論もないまま、10月1日より唐突にガイドライン改正案が意見募集にかけられることとなりました。</p> <p>・本来、新たなルールを導入するにあたっては、審議会・研究会等における有識者を交えた丁寧な議論を通して検討が進められるべきです。今回のガイドライン改正においては、そのような丁寧な議論は行われていない認識です。</p> <p>・これまでの累次のガイドライン改正に伴い、事業者では都度、システム改修及び運用変更等を重ねてきました。今回も過去のガイドライン改正時と同様に、システム改修や運用変更等が生じる可能性が高く、事業者にとっては10月1日施行の改正事業法対応等に追われる中、今回のガイドライン改正に伴う対応は大きな負担となります。</p> <p>・また、今回のガイドライン改正においては、一部の利用者による端末詐取のリスクが増大することについての手当がされておらず、事業者が更なるリスクを負う形でSIMロック解除に応じざるを得ない状況となることが想定されます。</p> <p>・本ガイドライン改正にあたり、事業者の負担や端末詐取リスク増大等の問題については、丁寧な議論を行い整理する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【UQ】</p>	<p>○ 考え方1のとおり、改正案は、改正法の施行に伴い、通信回線の契約者以外の者に対しても端末を販売する形態が出てきている中で、端末を購入する者が他の事業者の通信役務を利用することも考えられることなどから、事業者に対し、割賦で端末を購入した者であっても、一定の信用確認措置に応じたものについては、即時にSIMロック解除に応じることを求めるものです。</p> <p>○ このような対応の必要性とともに、事業者における準備のために必要な期間についても併せて考慮し、改正案では、通信回線の契約者については、一定の準備期間の後に適用することとしているところです。</p> <p>○ また、割賦で購入した者に関する割賦代金不払い行為等の防止のため、改正案では、一定の信用確認措置に応じるように求めることは可能としているところです。</p> <p>○ なお、SIMロック解除のあり方については、これまで「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」、「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」、「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」等において継続して検討・見直しを行ってきたところです。また、改正案に関しては、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」第18回会合（令和元年9月20日）における議論を踏まえて作成したものです。</p>	<p>無</p>
<p>意見3 賛成。</p> <p>今般の移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン改正については、モバイル市場の競争環境に関する研究会（第18回）の議論を踏まえたものであり、賛同いたします。またモバイル市場の競争環境に関する研究会（第17回）での課題提起以降における、総務省殿の迅速な措置を歓迎いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル】</p>	<p>考え方3</p> <p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>2 用語の定義</p>		
<p>意見4 SIMロックの定義にはeSIMは含まれるのか。</p>	<p>考え方4</p>	

<p>SIMカードの定義にはeSIMを含むと考えてよいでしょうか。またその場合、「特定のSIMカードが差し込まれた場合にのみ動作するよう設定された端末上の制限をいう。」とのSIMロックの定義を更新いただく必要があるのではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル】</p>	<p>○ 本ガイドラインでは、SIMカードについては、「事業者との間で役務の手強を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体をいう。」こととしており、eSIMは含まれません。</p> <p>○ 現時点において、eSIMを「SIMロック」の定義に含めるべき状況にあるとはいえないものと考えますが、今後も、関連の状況を注視してまいります。</p>	<p>無</p>
<p>3 端末の流通・販売の制限等の禁止</p>		
<p>意見5 通信事業者が端末の販売を行うことを禁止すべき。</p>	<p>考え方5</p>	
<p>現在事業者は端末代金の分割販売を行っている。購入者が端末代金を完済するまで事業者が事業者の裁量において分割購入端末に対し事業者の電波を使用できなくすることができる状態である。中古端末を扱う業者にとって、端末の分割購入者から分割購入の端末を購入する際、事業者の裁量において分割購入端末に対し事業者の電波を使用できなくされることは流通・販売の妨げになっている状態と言わざるを得ない。</p> <p>事業者はそもそも分割購入を中止し端末代金の一括支払いにすべきである。そうすれば、端末の電波を制限する理由が盗難等犯罪行為のみとなり流通・販売の妨げにならないからである。分割購入端末への電波使用制限は民法の即時取得や善意の第三者の保護を考えると、事業者は優越的地位の乱用を行っているといえる。端末の分割販売が必要であれば、事業者が端末の販売を行うことを中止し事業者は電波の提供をおこなうのみとし端末は一般小売店での販売とすべきである。販売店での端末分割購入契約であれば事業者は端末に制限をかける必要がないからである。そもそも事業者が支払いに問題がおこるような購入者に端末を販売すること自体が問題であり、その問題をすりかえて全購入者に責任を負わせるのは優先的地位を乱用した契約と言わざるを得ない。</p> <p>商品の分割購入は一般的に分割購入契約の多い住宅や自動車等とおなじ方式にすべきである。容易な分割端末購入方式は若年層の債務返済不能者を生み易く健全な社会形成にとって害悪でしかない。事業者の過度な端末への制限を減らすべきである。</p> <p>結論として端末の流通・販売等の制限の禁止のため事業者が端末の販売を行うことを禁止すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	<p>○ 本ガイドラインは、SIMロック解除に関するルールを定めるものであり、御意見については、参考として承ります。</p> <p>○ なお、事業者が端末の販売を行うか否か、割賦による支払手段を提供するか否か等端末の販売手法については、基本的に電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による規律の対象とはなっておりません。</p>	<p>無</p>
<p>意見6 SIMロックを禁止すべき。</p>	<p>考え方6</p>	

<p>SIMロックは、役務を提供する事業者の変更等に伴う他の事業者の役務の利用や海外渡航時の役務の利用に際しての端末の利用に制限を設け、利用者の利便を損なう要因になります。さらに役務契約の締結や変更のコストを押し上げ、役務の料金やサービス内容の差別化による競争を阻害する要因にもなることから、SIMロックをあらかじめ設定した端末を販売することは、電気通信の健全な発達及び利用者の利益の確保に支障が生じる恐れがあります。また本来割賦販売に際して事業者自らが負担すべき、与信管理における負担を広く利用者に転嫁しているものでもあります。</p> <p>よって事業者に対しては販売する全ての端末についてSIMロックを設定することを原則として禁止するべきではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル】</p>	<p>○ SIMロックは、割賦代金不払い行為等への対策として行われるものである一方で、他の事業者の役務の利用や海外渡航時の役務の利用に際しての端末の利用に制限を設け、利用者の利便を損なう要因になること等となることから、本ガイドラインでは、事業者に対して、原則として自らが販売した全ての端末についてSIMロック解除に応じるよう求めることとしつつ、一定の場合には例外としてSIMロックの維持を認めています。</p> <p>○ 改正案では、SIMロックを設定すること自体を禁止するものではありませんが、事業者に対し、割賦で端末を購入した者であっても、一定の信用確認措置に応じたものについてはSIMロック解除に応じることを求めることとしているところです。</p>	<p>無</p>
<p>4 SIMロック解除の円滑な実施</p>		
<p>意見7 無料でSIMロック解除を行えるようにすべき。</p>		
<p>SIMロックは、端末の割賦代金等を支払わない行為又は端末の詐取を目的とした役務契約その他の不適切な行為を防止するために、盗品その他の不正に取得された端末、または代金が支払われない端末の流通を抑制することを目的に、事業者が設定するものです。これは本来割賦販売に際しての与信管理における事業者の負担を、広く利用者に転嫁しているものです。</p> <p>したがってSIMロック解除は当然に事業者の費用負担で行われるべきであり、店舗等においてSIMロック解除を行う場合においても同様に、利用者に事務手数料等の支払を求めることなく行うべきではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル】</p>	<p>考え方7</p> <p>○ 本ガイドラインでは、事業者において割賦代金不払い行為等への対策としてSIMロックが行われていることに鑑み、事業者がインターネットや電話等の迅速かつ用意な方法により、無料でSIMロック解除を行うこととしています。一方で、無料でSIMロック解除が可能な手続を設けている場合において、端末の購入後、請求する者の選択により店舗等でのSIMロック解除を行う場合には、事務手数料を請求することは可能としています。</p>	<p>無</p>
<p>意見8 中古端末のSIMロック解除をオンラインで行えるようにすべき。</p>		
<p>「①事業者は、インターネットや電話等の迅速かつ容易な方法により、無料でSIMロック解除を行うものとする」とあります。この対象は、端末を事業者から購入した者であって当該事業者と役務契約を締結していた者のうち既に当該役務契約を解除した者、端末を事業者から購入した者であって当該事業者と役務契約を締結していなかった者及び事業者の販売した端末を当該事業者以外の者から入手した者を含む、利用者全てと考えてよいで</p>	<p>考え方8</p> <p>○ 改正案では、通信回線の契約を解除した者などを含め、例外なく「インターネットや電話等の迅速かつ容易な方法により、無料でSIMロック解除を行うもの」としているところであり、一定の準備期間の経過後、全面適用される段階で、</p>	<p>有</p>

<p>しょうか。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル】</p>	<p>中古端末に係るSIMロック解除についても、オンラインでの請求への対応が必須となるものです。</p>	
<p>4(2)2『1の規定は、事業者が無料でSIMロック解除が可能な手続を設けているにもかかわらずSIMロック解除の請求をする者（端末の購入時に併せて当該端末のSIMロック解除の請求をする者を除く。）の選択により店舗等でのSIMロック解除を行う場合に、事務手数料を請求することを妨げるものではない。』について</p> <p>この部分は、『事業者が無料でSIMロック解除が可能な手続を設けていない場合は（中略）請求してはならない。』にすべき。</p> <p>現在、DOCOMOがオンラインsimロック解除を無料で提供しているが、KDDI、ソフトバンクではできない。端末の不正入手確認に対面対応が必要との理由らしいが、手続きに身分証画像データ添付などで十分対応可能と思われる。店舗での対応は非常に時間がかかり、利用者の利便性に欠けるうえに手数料がかかるのでは、円滑なSIMロック解除手続きの理念に反すると思う。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>○ なお、この点に関して、改正案では、準備期間に関して必要な経過措置が欠落していたことから、それを追加する修正をすることとします。</p>	
<p>事業者は無料でsimロック解除の申し込みを行えるよう規定があるにもかかわらず現在非契約者はdocomoを除いて無料でsimロック解除の申し込みができない。ガイドラインの趣旨を逸脱した事態であり無料でsimロック解除の申し込みができないことは、ガイドライン違反ではないか。</p> <p>そもそもsimロック解除は端末を販売した事業者の電波を使用する限り、simロックを解除する必要がなく、利用者が同じ端末を使用して端末を販売した事業者以外の電波を使用する際に必要となる手続きのため、simロック解除の手続きは契約者には必要な手続きではなく、非契約者にこそ必要な手続きである。非契約者からの無料の手続きができないとガイドラインの趣旨に沿った運用がされていないといえる。</p> <p>この点について事業者の意見は、どのような人物がsimロック解除に来るか人物像を特定したいとの答弁を行っている。</p> <p>docomoでは自社の運営するサイトの会員になったものすべてに対しガイドラインの規定に沿った対応を行っているためsoftbank及びauもdocomoに追従すべきである。</p> <p>幸いなことにsoftbankは同じ資本で運営しているyahooを傘下にもっており、softbankとyahooではログイン情報の共有を行っているため、yahooのidを持つ人物であれば、人物像の特定を店舗で行わなくても可能である。auはauWALLETで契約者以外の会員を集めているため、人物像の特定をauWALLETのidを持つものなら可能である。そのことを踏まえる</p>		

<p>と softbank および au は sim ロック解除のガイドラインに沿わずガイドライン準拠に消極的であるいえる。 なお人物像の特定を理由とするのであれば、最低でも自社の契約者が中古端末を購入した際無条件で sim ロック解除の申し込みできるようにすべきである。自社の契約者であれば人物像の特定は容易であるからである。ただ単に sim ロック解除のハードルをあげて sim ロック解除をさせないようにしているだけとしか考えられない。 ガイドライン改正時にはこの点を留意していただけますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人 7】</p>		
<p>ガイドラインの内容については概ね同意ですが、中古端末の SIM ロック解除について ～事業者は、原則として自らが販売する 全ての端末について、 利用者からの S I Mロック解除の請求に応じるものとする。～ ～事業者は、インターネットや電話等の迅速かつ容易な方法により、 無料で S I Mロック解除を行うものとする。～ との事項が記載されておりますが、現行のガイドライン施行後も盗難端末がロック解除されるおそれを理由に Web 等での無料での SIM ロック解除に応じない通信キャリア事業者が存在します。 利用者がキャリア事業者の店頭に出向いて、手続きの手間と費用負担が強いられます。 本人確認の手段の問題とキャリア事業者は主張していますが、キャリア事業者の店頭で本人確認で解除用 ID を発行、利用者の所持している銀行口座等で確認など方法はあるわけで、明らかに他キャリアに端末を使われるのを恐れて言い訳をしているように感じます。 中古端末の有効利用の観点からまずこの点を重要な運用を改正すべきと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人 9】</p>		
<p>AUとソフトバンクは中古で購入した端末を SIM ロック解除する場合は店頭でしかできず、無料で SIM ロックを解除する方法が無い ガイドラインには無料で SIM ロックを解除することが基本である 中古で購入した端末についても無料で SIM ロック解除できる仕組みを作ることを義務づける内容にしていきたい</p> <p style="text-align: right;">【個人 10】</p>		
<p>意見 9 契約状況によって解除申請手段を差別化することを禁止すべき。</p>	<p>考え方 9</p>	
<p>通信事業者が、SIM ロック解除の申請手段として、インターネットや電話での受付を準備せずに、店舗での手続きを無料化して対応することも可能な内容と読めますが、先日 KDDI 社が発表したように、受付店舗を極端に制限することを許してしまうと、全国で一店舗のみ</p>	<p>○ 考え方 8 のとおり、改正案では、例外なく「インターネットや電話等の迅速かつ容易な方法により、無料で S I M ロック解除を行うもの」としているところです。</p>	<p>無</p>

<p>など極端な設定が可能となってしまう、ガイドラインの趣旨から著しく逸脱することになります。</p> <p>また、店舗でのSIMロック解除を故意に優先順位を下げて対応していると見受けられるケースもあるようです。</p> <p>そのため、契約状況（現契約者、解約済み、中古端末購入者）によって、解除申請手段の差別化を禁止する内容の追加を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【個人5】</p>	<p>○ なお、SIMロック解除の請求を受け付ける窓口を合理的な理由なく制限することは、状況によっては、SIMロック解除を実質的に妨げるものであるおそれがあると考えます。</p>	
<p>SIMロック解除に係る手続きについては、「事業者は、インターネットや電話等の迅速かつ容易な方法により、無料でSIMロック解除を行うものとする（4 SIMロック解除の円滑な実施（2）SIMロック解除に関する手続①）」と、従前より、本ガイドラインに規定されているところです。加えて、本ガイドライン案の適用等においても、信用確認措置に基づき、非契約者に対してSIMロックを設定することなく端末を引渡すことや、非契約者からのSIMロック解除の請求に応じることについて、本ガイドラインの改正同日から対応を要するものとされています。</p> <p>そうした中、一部の事業者においては、「回線契約を伴わない機種（他社でのご利用を想定してご購入された機種）」に係るSIMロック解除について、非常に限られた数の店舗でのみ取扱うこととされていますが、これは、上述のガイドラインの規定の趣旨に反するだけでなく、通信料金と端末代金の完全分離という今回の法改正の趣旨にもそぐわないものと考えられます。そのため、総務省においては、利用者の利便を確保した形でSIMロック解除が行われるよう早期の是正を促すことが必要であると考えます。</p> <p>なお、当社は、SIMロック解除について、こうしたガイドラインの規律の整備に先駆け自主的に取組を進めて参りました。例えば、当社が販売した端末に係る非契約者からのSIMロック解除の請求についても、インターネットによる無料でのSIMロック解除を実施してきたところであり、総務省においては、他事業者にも、こうした取組もあわせて速やかに進めさせる等の措置を講じることで、利用者の利便の一層の確保を図ることが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NTTドコモ】</p>		
<p>意見10 同一のネットワークを用いる異なるブランド間でSIMロックを設定することを禁止すべき。</p>	<p>考え方10</p>	

<p>MNOによるMVNOに対するSIMロックの設定については、事業者が不適切な行為を防止するための必要最小限の措置には該当しないものとされています。これは、役務を提供する事業者の変更等に伴う他の事業者の役務の利用等に際しての端末の利用に制限を設け、利用者の利便を損なう要因になるもの等として、従前より、本ガイドラインに規定されているところです。</p> <p>当社においては、当社のネットワークを利用するMVNOに対して、その提供当初より、HLR/HSS連携による場合を除き、SIMロックを解除することなく端末を利用可能としています。</p> <p>そうした中、一部の事業者においては、当該事業者により同一のネットワークを用いて提供される異なるブランドでの役務の提供に際して、依然として、当該ブランド間でSIMロックが設定されているものがありますが、上述のガイドラインの規定の趣旨によれば、これを設定する合理性はないものと考えられます。また、当該SIMロックについては、例えば、メインブランドのSIMロックが設定された端末を購入し、当該端末を用いてサブブランドで役務の提供を受ける（回線を契約する）行為を妨げるおそれもあるため、総務省においては、同一事業者が提供する異なるブランド間でのSIMロックの設定について速やかに見直させる等の措置を講じることで、今回の法改正の主旨である通信料金と端末代金の完全分離を一層推進していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NTTドコモ】</p>	<p>○ 御意見については、参考として承ります。</p> <p>○ なお、本ガイドラインでは、同一の事業者内においてSIMロックを設定することを直接的に禁ずることはしていませんが、仮に同一の事業者内においてSIMロックを設定した場合におけるSIMロックの解除については、本ガイドラインに則って行われることが必要と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見11 事務手数料の設定は各社の判断に委ねるべき。</p>	<p>考え方11</p>	
<p>各種事務手数料はサービスの提供等にあたり発生する手続きの対価として設定しています。従って、各種手続きに係る費用について事務手数料等を個別に設定して回収するか、他の方法で当該費用を吸収するか等については、本来、規制により一律で定められるものでなく、各社の判断に委ねられるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク】</p>	<p>○ 考え方7のとおり、本ガイドラインでは、事業者において割賦代金不払い行為等への対策としてSIMロックが行われていることに鑑み、事業者がインターネットや電話等の迅速かつ容易な方法により、無料でSIMロック解除を行うこととしている一方で、無料でSIMロック解除が可能な手続きを設けている場合において、端末の購入後、請求する者の選択により店舗等でのSIMロック解除を行う場合には、事務手数料を請求することは可能としているところです。</p>	<p>無</p>
<p>意見12 時間的な面での信用確認のため、購入から100日後からのSIMロック解除への対応を許容すべき。</p>	<p>考え方12</p>	
<p>・現行ガイドラインで規定されている「100日程度」は、端末詐取を防止する目的で、割賦代金の初回収納が確認できるまでの期間として設定されており、一定の合理性があるもの</p>	<p>○ 本ガイドラインでは、御指摘の過去の会合での議論等も踏まえ、「端末代金の支払が少なくとも1回確認できる期間を考</p>	<p>無</p>

<p>と認識しております。 (モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合第三回、平成28年11月7日、事務局資料より)</p> <p>・現行の「100日程度」ルールにおいては、割賦代金の初回収納を確認することにより、契約者の金銭的な面での信用のほか、割賦購入時から一定期間経過しても代金を支払う意思があるとの時間的な面での信用も確認した上で、事業者が残りの割賦代金についてリスクを負う形で、SIMロック解除に応じています。</p> <p>今回のガイドライン改正案における「信用確認措置」として例示されている「割賦代金の2回分までの前払い」等は、前述の時間的な面での信用確認についての考慮がなされていません。このため、事業者の割賦代金未回収リスクは現状よりも高まることが想定されます。加えて、悪意のある契約者にとっては、一定の金銭的負担をすることにより時間的な制約なく端末を詐取し易くなるため、端末の不正取得を助長することにもなる恐れがあります。</p> <p>以上より、割賦契約者に対しては、金銭的な面のみならず、時間的な面での信用確認のため、現行の「100日程度」ルールを残すべきと考えます。それが認められない場合には、事業者の割賦代金未回収リスクおよび端末の不正取得リスクの増大を防ぐため、何らかの追加的措置が認められるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【UQ】</p>	<p>慮し、「100日程度を越えない期間」については、「最低限必要な期間」として、SIMロックの維持を可能としています。考え方1のとおり、改正案では、改正法の施行に伴い、通信回線の契約者以外の者に対しても端末を販売する形態が出てきている中で、端末を購入する者が他の事業者の通信役務を利用することも考えられることなどから、事業者に対し、割賦で端末を購入した者であっても、一定の信用確認措置に応じたものについては、即時にSIMロック解除に応じること等を求めるものです。</p>	
<p>意見13 信用確認措置はガイドラインで例示されたもの全てを実施できるようにすることを事業者に求めるべき。</p>	<p>考え方13</p>	
<p>信用確認措置については、端末代金の割賦払いによる2回分に相当する額（一律の額とする場合には、対象となる端末の全購入者が割賦払いによることとした場合の2回分に相当する額の平均額）以下の保証金の支払を求めること、端末代金の割賦払いによる2回分までの前払いを求めること、割賦代金等の自動的な支払方法（クレジットカード、口座振替等）の設定を確認することその他これらに類する措置であって、総務省の確認を受けたものが、これに当たるとあります。</p> <p>一方で実施する信用確認措置の種類は事業者任せられており、事業者がその種類を削減すること、あるいは信用確認措置を全く実施しないことを妨げていないことから、それによりSIMロック解除の請求に応じる可能性を減じる恐れがあります。</p> <p>したがって信用確認措置として、少なくとも本ガイドラインに例示された3種類の措置の</p>	<p>○ 改正案では、信用確認措置は、「割賦代金不払い行為等が行われるおそれが低いことを確認することができる措置」であって「当該措置に応ずる者に過度の負担とならないもの」としているところであり、改正案で例示した3つの措置の全てを実施することを求めるものではありません。</p>	<p>無</p>

<p>すべてを実施できるようにすることを事業者を求めるべきではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル】</p>		
<p>5 SIMロック解除に当たり留意すべき事項</p>		
<p>意見14 SIMロック以外の機能制限も禁止すべき。</p>	<p>考え方14</p>	
<p>SIMカードにおいて使用可能な端末を制限するIMEIロックを施すこと、および事業者が販売する端末において使用周波数帯を自社保有周波数帯に制限すること、あるいは他の事業者のSIMカードが差し込まれた場合において基本的な通信サービスを利用する上で必要なソフトウェア等を搭載しないことなどにより実質的に特定の事業者でしか使えない端末を販売することは、SIMロックと同様に役務を提供する事業者の変更や、海外渡航時の役務の利用に際する端末の利用に制限を設け、利用者の利便を損なうことにも関わらず、規制の対象となっておりません。</p> <p>これらは本ガイドラインの趣旨に反し、また実効性を損なうものであることから、当該行為を速やかに禁止するとともに、事業者を含む一定以上の販売実績のある端末販売元においては、各事業者の主要周波数帯・通信方式等への対応、緊急通報を含む音声通話・SMS送受信・データ通信といった基本機能の提供を保証させるべきではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル】</p>	<p>○ 本ガイドラインは、SIMロック解除に関するルールを定めるものであり、御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>6 本ガイドラインの適用等</p>		
<p>意見15 システム対応のための猶予が必要。</p>	<p>考え方15</p>	
<p>令和2年3月31日までに対応することを基本としていますが、弊社では例年、年度末はシステムの作業規制を行っています。本ガイドライン案の改正内容が確定してからの対応期間を考慮するとシステムの完了時期を前倒しすることは極めて困難であり、当該システムの開発並びに試験による検証に要する最低限の猶予期間を設ける必要があることから、基本的な提供開始時期を「令和2年4月30日までの間」に変更いただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク】</p>	<p>○ 考え方2のとおり、改正法の施行に伴う状況の変化への対応の必要性とともに、事業者における準備のために必要な期間についても併せて考慮し、改正案では、通信回線の契約者については、一定の準備期間を取ることにし、令和2年3月31日までの期間の経過後に適用することとしているところで。</p> <p>○ 御意見を踏まえ、当該期間を令和2年4月6日までの期間とすることとします。</p>	<p>有</p>
<p>意見16 2015年5月以前に発売された端末についてもSIMロック解除できるようにすべき。</p>	<p>考え方16</p>	
<p>2015年5月以前に発売された端末についても、SIMロック解除できるようにすべきです。過去端末を保有しているユーザーが不利益を被っています。</p>	<p>○ 平成27年4月30日以前に販売された端末については、本ガイドラインによりSIMロック解除が求められるもので</p>	<p>無</p>

【個人6】	はありません。なお、一部の端末については、事業者による自主的なSIMロック解除の対応が行われているものと承知しています。	
その他		
意見17 中古端末が故障した際に交換を行った端末についてもSIMロック解除に対応すべき。	考え方17	
<p>購入後の中古機が故障し、メーカー修理にて交換された端末に対しても、SIMロック解除の対応すべき（ソフトバンク）</p> <p>一般的に、購入後の中古機が故障（含むリコール）や膨張したバッテリーの交換などでアップルなどにより代替機との交換対応となった場合、交換機に対して元キャリアのSIMロックは強制的に行われるが、交換前後のIMEIのひも付けがなされない。</p> <p>このためキャリアにIMEIや製造番号などが登録されないまま、SIMロックだけが実施され、所有者にとって非常に中途半端な状態になってしまう。</p> <p>Docomoはショップにて新旧機のひも付けを無償で対応。auは不明。</p> <p>現状ソフトバンクにおいては、その交換品をショップに持ち込んでも、IMEIのひも付けがないためSIMロック解除は拒否される。</p> <p>さらに、このひも付けを行うには最初の購入者（契約者）からの申し出という実際には不可能ともいえる手続きが要求される。</p> <p>元機の利用制限がされていない（ネットワーク利用制限：丸）こと、且つ新旧のIMEIが記載されたメーカー発行の修理保証書を提示しているにも関わらず、あくまで元機が盗難品である可能性が排除できないことを理由にIMEIのひも付けを行っていない旨説明があったが、恣意的にSIMロック解除の対象を減らそうとしているように感じられ早急に改善されるべきと思われる。</p>	<p>○ 修理により交換された端末についてSIMロックを設定する場合についても、本ガイドラインの対象となるものであり、各事業者においては、SIMロック解除の申請を受けた場合には、適切に対応すべきものと考えます。</p> <p>○ なお、MNO3社では、SIMロック解除の申請を受けた場合には、本ガイドラインに従って対応を行っていると考えています。</p>	無
【個人1】		
意見18 SIMロック解除が行えない理由を明らかにすべき	考え方18	
<p>現状、オンライン処理、店頭いずれの場合でも、SIMロック解除が出来ない場合の理由が明確にされない場合が多く、混乱が発生しているように見受けられます。</p> <p>ネットワーク制限のチェックサイトのように、購入からの日数や解除が可能かどうかを利用者が自ら確認できるように、通信事業者は情報の公開をして頂きたいです。</p> <p>特に中古端末では購入からの日数を知ることは難しく、通信事業者が解除を断った場合の</p>	<p>○ 御意見は、参考として承ります。</p> <p>○ なお、事業者においては、SIMロック解除の対応ができない場合には、利用者に対して必要な説明をすることが望ましいものと考えます。</p>	無

<p>ファクトチェックが不可能です。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>		
<p>意見19 その他</p> <p>「携帯電話（移動端末）」等の端末における「SIM ロックの解除」の構造では、私し個人は賛成です。具体的には、グローバル水準における「携帯電話（移動端末）」等の端末では、「通話代、データ通信代、端末代」等が「区別（セパレーション）」されている構造と、私は思います。例えばですが、グローバル水準における携帯電話の市場では、当初から、携帯電話の端末の購入時では、SIM ロックの解除が導入されていて、携帯電話の端末が破損すれば、新しい携帯電話の端末を購入すれば良い事と思いますので、SIM ロックの解除が当然の構造と、私は思います。</p> <p>要するに、日本の常識が、世界の非常識で有り、世界の常識が、日本の非常識で有ると、私は思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>	<p>考え方19</p> <p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>SIMロックガイドライン改正案と共に、au ic カード・ロック（3G携帯）の、改善をして下さい。</p> <p>au の、3G回線を契約した人しか、解除できない。 （ショップに持ち込み、3000円＋税 が必要） そもそも、au の、3G回線の新規受付は、2018年10月で、終了してます。 W65S (SONY 製) を、音楽プレーヤーとして、使いたいのです。 ●ショップに持ち込んで、ic カード・ロック解除を、契約した本人以外でも（誰でも）、出来る様にしてもらいたいです。 SIM ロック解除と同様に、時代の流れに、そぐわないと思います。 よろしく、お願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人8】</p>	<p>○ 本ガイドラインでは、3Gも対象となる役務としているところですが。</p> <p>○ ただし、考え方16のとおり、平成27年4月30日以前に販売された端末については、本ガイドラインによりSIMロック解除が求められるものではありません。</p>	<p>無</p>